

平成26年7月22日
企画課エネルギー対策室
担当者：山森
内線：3611
外線：076-225-1326

石川県再生可能エネルギー導入支援融資制度の創設について

石川県では、再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、バイオマス、地熱等）の導入を推進するため、再生可能エネルギーを利用した事業用の発電設備等の設置を行う県内中小企業者等に対する融資制度を下記のとおり創設しましたので、お知らせします。

記

1 概要

別紙のとおり

2 受付開始日

平成26年7月22日（火）

3 問い合わせ先

企画課エネルギー対策室

TEL：076-225-1326

4 その他

要綱、申請書様式等につきましては、企画課エネルギー対策室ホームページに掲載しております。

http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kikaku/energy_index.html

平成26年度

石川県再生可能エネルギー 導入支援融資制度のご案内



県では、再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、バイオマス、地熱等）の導入を推進するため、再生可能エネルギーを利用した発電設備等の設置を行う県内中小企業者等に対する融資制度を創設しました。

ぜひ、ご活用ください。

再生可能エネルギー導入支援融資の概要

区 分	内 容
融 資 の 対 象 者	県内に事業所を有するものであって、次のいずれかに該当するもの ① 中小企業者または中小企業者を構成員とする組合 ② 農業生産法人または土地改良区
資 金 の 使 途	① 再生可能エネルギーを利用した事業用の発電設備等の設置に必要な設備資金(土地取得・造成費は除く) ② ①の設備等の設置に必要な運転資金 エネルギー対策保証を利用する場合は、中小企業信用保険法施行規則別表第2の2に定める施設の設置に必要な設備資金
融 資 限 度 額	2億円(うち、運転資金2,000万円以内) エネルギー対策保証を利用する場合は、運転資金に利用できません
融 資 期 間	○設備資金 10年以内(うち据置2年以内、固定金利) 15年以内(うち据置2年以内、変動金利) エネルギー対策保証を利用する場合は、10年以内(うち据置1年以内) ○運転資金 7年以内(うち据置1年以内)
融 資 利 率	1.60%以内(付保の場合1.20%以内) 期間が10年超の場合は、変動金利1.75%以内(付保の場合1.35%以内)
担 保	取扱金融機関所定の扱いによる
信 用 保 証	取扱金融機関所定の扱いによる 保証料率:保証協会の定める率 (普通保証 0.33%~1.35%、エネルギー対策保証 0.61%)
申 請 手 続 き	認定申請書を県に提出してください

平成26年7月1日現在

お問い合わせ・申請先

石川県企画振興部企画課エネルギー対策室

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

TEL:076-225-1326 FAX:076-225-1315

http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kikaku/energy_index.html

